

中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合
の法人税額の特別控除に関する明細書

事 業 年 度		・ ・ ・ ・		法人名			
措 法 第 42 条 の 12 の 4 第 2 項 各 号 の 該 当 号 (経 営 力 向 上 設 備 等 の 該 当 区 分)		1	第 1 号 ・ 第 2 号 (第 項 第 号)	第 1 号 ・ 第 2 号 (第 項 第 号)	第 1 号 ・ 第 2 号 (第 項 第 号)	第 1 号 ・ 第 2 号 (第 項 第 号)	第 1 号 ・ 第 2 号 (第 項 第 号)
事 業 種 目		2					
資 産 区 分	種 類	3					
	構 造 、 設 備 の 種 類 又 は 区 分	4					
	細 目	5					
	取 得 年 月 日	6	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・
	指 定 事 業 の 用 に 供 し た 年 月 日	7	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・
取 得 価 額	取 得 価 額 又 は 製 作 価 額	8	円	円	円	円	円
	法 人 税 法 上 の 圧 縮 記 帳 に よ る 積 立 金 計 上 額	9					
	差 引 改 定 取 得 価 額 (8)－(9)	10					
法 人 税 額 の 特 別 控 除 額 の 計 算							
当 期 分	取 得 価 額 の 合 計 額 (10)の合計	11	円	前 期 繰 越 分	差 引 当 期 税 額 基 準 額 残 額 (17)－(18)－(別表六(十五)「19」)	21	円
	同上のうち建物及びその附属設備に係る額	12					
	(11)のうち建物及びその附属設備以外の資産に係る額 (11)－(12)	13			繰 越 税 額 控 除 限 度 超 過 額 (27の計)	22	
	同上のうち特定中小企業者等に係る額	14					
	税 額 控 除 限 度 額 $(12) \times \frac{100}{100} + ((13) - (14)) \times \frac{7}{100} + (14) \times \frac{10}{100}$	15			同上のうち当期繰越税額控除可能額 ((21)と(22)のうち少ない金額)	23	
	調 整 前 法 人 税 額 (別表一「2」又は別表一の二「2」若しくは「13」)	16			調 整 前 法 人 税 額 超 過 構 成 額 (別表六(六)「8の㉔」)	24	
	当 期 税 額 基 準 額 $(16) \times \frac{20}{100} - (別表六(十五)「14」)$	17					
	当 期 税 額 控 除 可 能 額 ((15)と(17)のうち少ない金額)	18			当 期 繰 越 税 額 控 除 額 (23)－(24)	25	
	調 整 前 法 人 税 額 超 過 構 成 額 (別表六(六)「8の㉔」)	19		法 人 税 額 の 特 別 控 除 額 (20)＋(25)		26	
	当 期 税 額 控 除 額 (18)－(19)	20					
翌 期 繰 越 税 額 控 除 限 度 超 過 額 の 計 算							
事 業 年 度	前期繰越額又は当期税額控除限度額		当 期 控 除 可 能 額		翌 期 繰 越 額 (27)－(28)		
	27		28		29		
・ ・ ・ ・	円		円				
・ ・ ・ ・					外 円		
計			(23)				
当 期 分	(15)		(18)		外		
合 計							
機 械 設 備 等 の 概 要							

別表六(二十三) 令七・四・一以後終了事業年度分